

茶子ちゃんねる動画・写真の募集に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、東彼杵町地域情報配信システム「茶子ちゃんねる」(以下「茶子ちゃんねる」という。)で使用する動画・写真を町が町民から募集することについて必要な事項を定め、町民目線で撮影された動画・写真を掲載することによる郷土愛の醸成を図り、地域の魅力を町民の手で掘り起こし、町民・行政等の協働による地域づくりを推進することを目的とする。

(応募資格)

第2条 制作した動画・写真を茶子ちゃんねるに応募できる者は、東彼杵町内に在住または在勤している個人、もしくは東彼杵町内において活動するグループ(以下、「応募者等」という。)とする。ただし、未成年の場合は保護者の同意を必要とする。

(応募規定)

第3条 応募する動画・写真(以下「応募作品」という。)は、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 町内で撮影された自作の作品であり10分以内のもの
- (2) タイトル及びクレジットを使用しないもの
- (3) 楽曲及び効果音を使用しないもの

2 ビデオカメラ、スマートフォン等撮影方法は、自由とする。

(対象外となる作品)

第4条 次の各号のいずれかに該当する作品は、対象外とする。

- (1) 個人、企業、団体等を中傷するもの、又はこれらのプライバシーを侵害するもの
- (2) 公衆に不快感、又は危害を与えるおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (4) 法令等(町の条例等を含む。)に違反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、又は宗教活動に関するもの
- (6) 個人、又は団体の主義主張に関するもの
- (7) 個人の宣伝に関するもの
- (8) 規則的なパターン模様(しま模様、渦巻き模様、同心円模様等)が画面の大部分を占めるもの
- (9) その他、町の広報媒体としての公共性、及び品位を損なうおそれがあるもの等、町長が不相当と認めるもの

(応募方法)

第5条 応募方法は次のとおりとする。

- (1) 応募作品は、DVD-R等の媒体で提出できるものとする。

- (2) 動画による応募作品は、DVD プレイヤーで再生できる形式又はデータファイル Windows メディアビデオ (. WMV)、又は QuickTime ムービー (. MOV) に限る。
- (3) 応募作品ごとに応募用紙 (第 1 号様式) に必要事項を記入し、応募作品と併せて総務課地域情報センターへ直接、又は郵送、電子メールで応募するものとする。

(動画の仕様)

第 6 条 動画に関する仕様は、次のとおりとする。

- (1) 掲載場所は、原則「茶子ちゃんねる」と「YouTube」の 2 箇所とする。
- (2) 東彼杵町では原則として編集を行わず、必要に応じて応募作品や作品に関する説明文等について編集、修正等を依頼するものとする。

(審査)

第 7 条 応募作品は、当要領に基づき東彼杵町が審査し、掲載に適さない内容であると東彼杵町が判断した場合は掲載しないものとする。

(留意事項)

第 8 条 応募に関する留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 応募作品の著作権は、応募者等に帰属する。
- (2) 作品の制作に要した費用等、応募に関する一切の費用は、応募者等の負担とする。
- (3) 本町は、応募者等に対し応募作品の放送等に伴う使用料その他の金銭を支払わないものとする。
- (4) 応募作品の返却はしないものとする。
- (5) 出演者がいる場合、又は作品中に他者の著作物 (文学作品、美術作品、写真、映像作品等) を使用する場合は、応募者等が著作者、実演者等に権利処理をしたうえで応募するものとする。
- (6) 応募作品の著作権、その他の権利に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者等の責任とし、本町は一切の責任を負わないものとする。これにより町が被害を被った場合は、損害を求償するものとする。
- (7) 応募者等が掲載・不掲載・掲載中止に伴う損害・損失を被った場合は、町は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。